

糸満市子供の居場所運営業務  
プロポーザル質問書への回答

令和4年3月10日現在

①質問内容
<p>「業務の対象者」の年齢について「おおむね18歳以下」という記載しかありませんが、これまでの経験の中から、小学生とは発達段階が異なる中学生の居場所が実質ないこと、中学卒業生の居場所がないこと、利用時間帯等を分けたとしても小学生と一緒にすると中学生以上の学習環境の確保が難しくなってしまうことなどがあり、対象を「中学生及び中学卒業生」にしたいと考えておりますが、可能でしょうか。</p>
①回答
<p>現在の対象は、概ね、小中学生及び中学卒業生になります。事業内容を提案して頂き、選定委員会にて評価をいたします。</p>
②質問内容
<p>「業務の対象者」について、「貧困等により様々な困難を抱える子どもたち」とありますが、「学習に向かえる姿勢（またはその可能性）がある生徒」と限定することはできますでしょうか。</p> <p>今までの件の無料塾や個人の学習塾、不登校支援事業の中で、不登校や個別支援（特につきっきりの支援）が必要な発達障害・学習障害等を抱えた子どもたちにも関わりましたが、そのような手厚い支援を必要とする子どもがいた場合に、「学習をしたい子ども」との共存が、費用面や施設面、人的資源等の面で非常に難しくなります。</p> <p>申込みの時点で適切な施設への振り分けをしていただけると大変助かるのですが、仮にそのような子どもも区別せずに受け入れなければならない場合は、「特別な支援を必要としている子どもは適切な施設へつなげる」等、本事業以外へ誘導できる体制としていただきたいと思います。</p>
②回答
<p>対象の限定に関しまして、事業内容を提案して頂き、選定委員会にて評価をいたします。</p>

③質問内容
<p>「利用者数」の項目には「1日あたりの参加者は15名程度」とあり、「利用日数」の項目には「利用日数の制限は設けない」とあります。「利用日数」の項目の記載については、利用者それぞれの状況に応じて利用者それぞれの利用日時を定めるが、その上限は定めない、という認識でよろしいでしょうか。</p>
③回答
お見込みのとおりになります。
④質問内容
<p>「利用者数」の項目に「1日当たりの参加者は15名程度」、「1月あたり5人以上30人以下の範囲で・・・」とありますが、現時点での対象となる生徒数を、学年ごとに教えていただけますでしょうか。</p> <p>また、対象となる生徒数が30人を大きく超えている場合で全員が利用を希望した場合、受託者側も選定に参加させて頂くこと（受託者側の施設での支援が適切かどうかの判断等）、または1人あたりの利用日数を制限することは可能でしょうか。</p>
④回答
<p>(1)直近3か年の利用者実績は、以下のとおりになります。</p> <p>「平成31年度」 小学生7名、中学1年生3名、中学2年生9名、 中学3年生4名、中学卒業生1名 合計24名</p> <p>「令和2年度」 小学生7名、中学1年生6名、中学2年生2名、 中学3年生9名、高校生1名 合計25名</p> <p>「令和3年度」 小学生8名、中学1年生9名、中学2年生8名、 中学3年生3名、中学卒業生1名、高校性1名 合計30名</p> <p>(2)希望者が30人を超える場合は、受託者と協議の上、決定します。</p> <p>(3)1人あたりの利用日数の制限に関しまして、受託者と協議の上、決定します。ただし、制限が必要と認められる事由が必要になります。(例)緊急事態宣言による新型コロナウイルス感染拡大防止のため</p>
⑤質問内容
<p>開設時間について、曜日により開設時間（長さ）が異なったり、曜日により開設する時間帯を変えることなども可能でしょうか。</p> <p>不登校支援生徒への支援なども考えていますが、昼夜逆転している生徒への学習機会の確保だけでもできたらと考えています。</p>
⑤回答
仕様書の要件を満たしていれば可能となります。事業実施については、

受託者選定後に市と協議の上、決定します。
⑥質問内容
<p>「食事の提供」も必須項目に挙げられていますが、支援場所で調理をすると、利用生徒数も少なくなく、それなりの人員や時間が必要になります。</p> <p>1, 簡単な食事（ごはん、おかず1品程度）でも構わないでしょうか。</p> <p>2, 食事担当の職員を置くことも可能でしょうか。</p> <p>3, または、調理のみ他の子ども食堂等をお願いし、配膳等は支援場所で行おう、等の形態も可能でしょうか。</p>
⑥回答
<p>(1)食事について、栄養バランスの取れた食事が好ましいと考えます。食事内容も含めて、ご提案下さい。</p> <p>(2)食事担当の配置について、委託上限額の範囲内であれば可能となります。</p> <p>(3)衛生管理上、同一施設での提供が好ましいと思われれます。ただし、食事の提供形態及び体制については、委託上限額の範囲内でご提案下さい。なお、再委託になる場合は、事前に市との協議が必要になります。</p>
⑦質問内容
<p>「支援対象者が徒歩、自転車又は公共交通機関で容易かつ安全に参加できる場所」とありますが、糸満市は面積も広く、全域から指定の方法で通うことは難しいと考えています。</p> <p>送迎支援のための車両や送迎支援担当者を配置することは可能でしょうか。</p>
⑦回答
委託上限額の範囲内であれば、可能となります。
⑧質問内容
見積の項目に「旅費」とありますが、具体的にはどのようなものが含まれますでしょうか。
⑧回答
研修に参加する際の交通費等を想定しています。

⑨質問内容
<p>仕様書の「目的」の項目に、本事業を実施する目的は書かれておりますが、その先の目的、目指すもの、将来的な目的など、お聞かせいただけますでしょうか。（貧困の連鎖の防止、新たな貧困の防止、貧困であっても夢を持てる・進学や将来の夢を諦めなくてよい社会環境の創設、等）</p>
⑨回答
<p>こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会の確保を図るとともに、子どもに生活指導や学習支援等を実施し学習への動機づけを行い、学力を向上させ自己肯定感の助長・社会性を促進して貧困の世代間連鎖を防止する。</p>
⑩質問内容
<p>1. 提出書類の受託業務実績（様式第4号）は、本事業に関連する実績と事業者全体の実績のどちらを記載したらよいでしょうか。</p>
⑩回答
<p>どちらでも構いません。</p>
⑪質問内容
<p>2. 地域の子供の居場所の運営（実施）主体は誰になるのでしょうか。（糸満市か自治会等の地域か事業者か。また実施場所の鍵の管理など）</p>
⑪回答
<p>鍵の管理等を含め、事業者が運営主体となります。</p>
⑫質問内容
<p>3. 地域の子供の居場所運営業務について、子供の居場所運営業務と同様の業務内容となっておりますが、各居場所によって環境が違うので、可能な範囲での対応で可能でしょうか。（「食事の提供や共同での調理」の場合、調理設備が整っていないなど）</p>
⑫回答
<p>同様の業務内容については、差異がないように努めることが好ましいと考えますが、環境等による場合は、市と協議の上、決定します。</p>

⑬質問内容
<p>4. 地域の子供の居場所運営業務について、人件費以外の費用は市が負担する        となっていますが、消耗品等の費用が必要となった場合、どのように支出す        るのでしょうか。        (費用の取扱いは誰が行うのか。また支出はその都度か一括か)</p>
⑬回答
<p>(1)購入は、受託者で行い、支払いは市で手続きを行います。        (2)支出は、一括が好ましいと考えますが、購入先との調整により、その都度か        一括かを決定します。</p>
⑭質問内容
<p>5. 地域の子供の居場所が新規開設される場合、開設までにかかる準備や調整        等の時間帯は、子供の居場所を閉所してもよいでしょうか。</p>
⑭回答
<p>市と協議の上、開設の準備など、必要な期間については閉所が可能となります。</p>